

今回のテーマは、個人情報保護法です。
来る平成 17 年 4 月 1 日から、民間に対しても施行されることとなります。
概略についてご説明致しますが、詳しい内容、ご不明な点に関しましては、
各担当者へご確認下さい。

1 . 個人情報保護法とは

正式には「個人情報の保護に関する法律」と言います。

2 . なぜ制定されたか

現代社会において IT 技術が急激に進歩するなか、個人情報の利用が広まり、個人プライバシーが侵害される危険性が増大してきたためです。

3 . 理念として

自己に関する情報を誰かが取得する時は、使用目的を明確にさせ、本人の知らない所での利用を防止し、本人から企業等への開示請求を認め、企業等は各種の義務を負うこととなります。

4 . 適用開始は

平成 17 年 4 月 1 日からです。

5 . 義務を負うのは

個人情報を使用して事業活動を行っている企業等(個人情報取扱事業者)です。

ただし、5,000人分以下のデータ数しかない小規模事業者と事業のために利用しない者は除かれます。

6 . 規制される個人情報とは

・生存する個人に関する情報
で、かつ
・データベース化された情報のうち、

・個人情報取扱事業者が保有する個人データ

です。

ただし、6箇月以内に消去する短期保有データ等は除かれます。

7 . 個人情報取扱事業者の義務として

・利用目的による制限

・適正な取得

・安全管理措置

・第三者提供の制限

・本人請求による開示、訂正、利用停止

があります。

8 . この法律の義務に違反したら

・主務大臣(個人情報取扱事業者の事業等を所管する大臣)から

イ. 報告の徴収

ロ. 助言

ハ. 勧告

ニ. 命令

等が順序に従い行われます。

・罰則として、6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

9 . 法律の義務違反より怖いのは

プライバシー侵害と信用失墜です。

個人情報を漏洩すると、プライバシー侵害に該当し、これは不法行為による損

害賠償請求の対象となります。

他にも、今まで築いてきた会社の信用（ブランドイメージ）が失墜し、業績に多大なる影響を及ぼす結果となります。

10. プライバシーの分類と賠償額は

・レベル1・・・個人属性に関する基本情報

裁判例では、名目的賠償額として、具体的に被害が発生してなくても、1人あたり1万円

・レベル2・・・プライバシー性がかなり高い情報

慰謝料は精神的苦痛の程度に応じるが、数百万円か？

・レベル3・・・プライバシー性が極めて高いセンシティブ情報

慰謝料も相当高額となり、中小企業は倒産に追い込まれる危険性大！

11. 具体例として

情報漏洩した企業は、真摯な謝罪として一律に「お詫び料」を支払いました。

・ローソンの場合

2003年6月に56万人分の顧客情報が漏洩・・・115万人×500円+郵送料 7億円

・ヤフーBBの場合

2003年7月に451万人余の顧客情報が漏洩・・・590万人×500円+郵送料 35億円

・ファミリーマートの場合

2003年11月に18万人余の顧客情報が漏洩・・・18万人余×1,000円+郵送料 2億円

12. 情報漏洩を阻止するためには

7. 個人情報取扱事業者の義務 安全管理措置の具体例として、次の措置を講じる必要があります。

・組織的安全管理措置

従業員の責任と権限の明確化、マニュアルの整備・運用

・人的安全管理措置

従業員に対する、業務上の秘密データの非開示契約、教育・訓練

・物的安全管理措置

入退館(室)の管理、データ盗用防止措置

・技術的安全管理措置

情報システムへのアクセス制御・監視等

上記の措置すべてを実行するには、莫大な費用がかかります。ですから、会社の負担能力に応じて、できるものから順次措置していくのがベターでしょう。

13. 省庁別のガイドライン

以上のご説明は、経済産業省のガイドラインを参考にしております。このほか、業種に応じて、各省庁から以下のガイドラインが公表されています。

・金融関係・・・金融庁

・医療一般・・・厚生労働省

・福祉関係・・・厚生労働省

・職業紹介・・・厚生労働省

・雇用管理・・・厚生労働省

詳しくは、各省庁のホームページ（～は各々別）をご覧ください。

協和監査法人	税理士法人協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ” (平成16年5月組織変更)